別表（第四条、第六条関係）

調査票の番号	調査業種	生産品目	調査の範囲
第一号	パルプ・紙工業	パルプ 紙 板紙	全部 従事者五十名以上のもの 従事者五十名以上のもの
第二号	化学工業（化学繊維工業を除く。）	石油化学製品 アンモニア及びアンモニア誘導品 ソーダ工業製品	全部
第三号	化学繊維工業	化学繊維	従事者三十名以上のもの
第四号	石油製品工業	石油製品（グリースを除く。）	全部
第五号	窯業製品及び土石製品工業（ガラス製品工業（板ガラス工業を除く。）を除く。）	セメント 板ガラス 石灰	全部 従事者三十名以上のもの
第六号	ガラス製品工業（板ガラス工業を除く。）	ガラス製品	従事者百名以上のもの
第七号	鉄鋼業	銑鉄 フェロアロイ 粗鋼 半製品 鍛鋼品 鋳鋼品 一般普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 冷間仕上鋼材（磨棒鋼及び線類を除く。） 冷間ロール成型鋼 めっき鋼材（線類を除く。） 鋼管	全部
第八号	非鉄金属地金工業	銅 亜鉛 鉛 アルミニウム アルミニウム二次地金	全部 全部 全部 従事者三十名以上のもの
第九号	機械工業	土木建設機械 金属工作機械及び金属加工機械 電子部品・半導体素子・集積回路及び情報端末並びに電子応用装置 電子計算機及び部品（二輪自動車を含む。） 自動車	経済産業大臣の指定する従事者五百名以上のもの